

宮福児第725号

令和2年8月7日

児童館をご利用の皆様

宮古島市児童家庭課長

(公印省略)

### 県独自の緊急事態宣言に伴う児童館における対応について

平素より、本市の児童福祉行政にご理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、沖縄県は、令和2年7月31日に警戒レベルを第2段階の「流行警戒期」から第3段階の「感染流行期」へ引き上げ、合わせて県独自の緊急事態宣言が発出されました。また、本市でも多くの感染者が発生している状況にあります。

このような状況の中、児童館につきましては、下記のとおり対応することとなりましたので、ご協力くださいますようお願いいたします。

#### 記

##### 1. 事業運営について

感染症防止対策を行ったうえで、原則開館といたしますが、感染リスク軽減の観点から、以下の児童は利用を控えていただきますようよろしくお願いいたします。

- ・保護者同伴で利用する児童
- ・自宅待機が可能な児童
- ・島外へ渡航し、帰島後から2週間が経過していない児童

##### 2. 対応の期間

8月7日（金）から当面の間

(県独自の緊急事態宣言の期間は、8月15日(土)までとなっておりますが、状況により短縮や延長する可能性を鑑み、期間を当面の間までとしています。)